



508

D412

様式44

令和 5 年 11 月 30 日

三重県知事

あて

医療法人住所 員弁郡東員町六把野新田130番地1
医療法人の名称 医療法人 森下耳鼻咽喉科
理事長 森下 篤人
電話 0594 (75) 0117

決 算 届

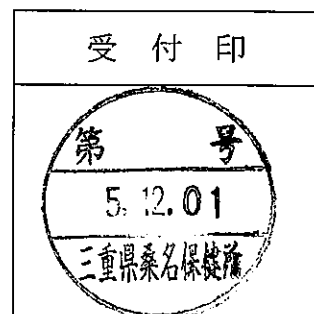
令和 4年10月1日から令和 5年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 森下耳鼻咽喉科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県員弁郡東員町六把野新田 130 番地 1

(3) 設立認可年月日 平成 14 年 3 月 14 日

(4) 設立登記年月日 平成 14 年 5 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 森下耳鼻咽喉科	2412105211	三重県員弁郡東員町 六把野新田 130 番地 1	

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月24日 令和3年度決算の決定
 令和5年9月30日 令和5年度予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

様式 2

法人名 医療法人 森下耳鼻咽喉科
 所在地 三重県員弁郡東員町六把野新田130番地1

※医療法人整理番号 D4/2

財 産 目 録
 (令和 5年9月30日現在)

1. 資 産 額 58,093 千円
 2. 負 債 額 22,413 千円
 3. 純 資 産 額 35,680 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,591
B 固 定 資 産	23,502
C 資 産 合 計 (A+B)	58,093
D 負 債 合 計	22,413
E 純 資 産 (C-D)	35,680

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 森下耳鼻咽喉科
 所在地 三重県員弁郡東員町六把野新田130番地1

※医療法人整理番号 1412

貸 借 対 照 表
 (令和 5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	34,591	I 流 動 負 債	9,022
II 固 定 資 産	23,502	II 固 定 負 債	13,391
1 有 形 固 定 資 産	15,657		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	22,413
3 そ の 他 の 資 産	7,845	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	25,680
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	35,680
資 産 合 計	58,093	負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,093

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 森下耳鼻咽喉科
 所在地 三重県員弁郡東員町六把野新田130番地1

※医療法人整理番号 0412

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年10月1日 至 令和 5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	61,069
2 事業費用	59,143
本来業務事業利益	1,926
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,926
II 事業外収益	2,294
III 事業外費用	0
経常利益	4,220
IV 特別利益	1,676
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,896
法人税等	72
当期純利益	5,824

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森下耳鼻咽喉科
理事長 森下 篤人 殿

私は、医療法人 森下耳鼻咽喉科の令和4年度会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月24日

医療法人 森下耳鼻咽喉科
監事 久松 玲子